

三世帯同居等支援事業 補助金のご案内

市では、親および子の世帯の全部またはいずれかが市外から転入し、三世帯で同居・近居（※）をする方に、住宅取得費用の一部を補助します。

- ※近居（①②のいずれか）
- ① それぞれの世帯が茂原市内に居住すること
 - ② 一方の世帯が長生郡内に居住し、交付対象の世帯が茂原市内に居住すること

- ◆**対象者**
- 三世帯で同居、近居をする目的で市内に住宅を新築・増築・購入する方で、次の条件等に該当する方（詳しくはお問い合わせください）。
- ① 市外から転入する方
 - ② 申請日前1年の間に茂原市内に居住していない方
 - ③ 10年以上三世帯で同居・近居をする予定の方
 - ④ 市税等の滞納がない方

- ◆**補助金額**
- 工事または売買金額の1/2のうち
- ① 新築・購入 最大100万円
 - ② 増築 最大50万円

- ◆**申請方法**
- 建築課窓口まで申請書類等を持参してください。
- 申請書類は、建築課窓口で配布または同課ウェブページからダウンロード可。

- ◆**申請期限**
- 予算額に達するまで
- ※必ず契約前にご相談をお願いします。



お問い合わせは、
建築課（8階）

TEL (20) 15888、FAX (20) 16066へ。

地域で介護予防に取り組む皆さんを応援！

市では、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域で自主的・継続的に介護予防活動に取り組む団体に「茂原市地域介護予防活動支援事業補助金」を交付します。

- ◆**対象団体**
- ・ 65歳以上の市民5人以上で構成された団体
 - ・ 市内に活動拠点を置き、介護予防活動に取り組む団体
 - ・ 地域の介護予防活動団体として情報を提供することに同意し、新規の参加希望者を受け入れることが可能な団体



- ◆**対象事業**
- ・ 地域の集会所など、定期的な通いの場を設けること
 - ・ 週1回以上、1回当たり1時間程度活動し、3カ月以上継続して、市が推進する「もばら百歳体操」を取り入れた介護予防活動を行うこと
 - ※「もばら百歳体操」については、市で各団体に出向き、説明します。また、6カ月以上継続して活動する場合は、リハビリテーション専門職（理学療法士など）の派遣事業の対象となります（1団体につき、年間2回まで）。

- ◆**対象経費**
- ・ 介護予防活動を行うために使用する会場の使用料
 - ・ 「もばら百歳体操」で使用する椅子、おもり、CD（DVD）プレーヤーの購入費

- ◆**補助金額** 対象経費のうち、上限10万円
（1団体につき1回に限る）

※詳しくは、高齢者支援課ウェブページをご覧ください。



お問い合わせは、高齢者支援課地域包括支援室（2階） ☎(20)1583、FAX(26)6788へ。